復興庁
Reconstruction Agency
新たなステージ　復興・創生へ

資料3－2

令和3年度以降の復興の取組について（骨子案）
【参考資料】

- 「復興・創生期間」後の復興の基本方針（ポイント）
- 令和3年度以降5年間の復興期間の名称について
- 復興庁の体制
- 復興特区税制の対象となる市町村
- 福島特措法の改正（営農再開の加速化関係）について

令和2年6月11日

「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（ポイント）

令和元年12月20日
閣　議　決　定

○ これまでに実施された復興施策の総括を行い、東日本大震災復興基本法第３条に基づき、復興・創生期間後（令和３年度以降）における各分野の取組、復興を支える仕組み、組織等の方針を定める。

復興事業

○ **地震・津波被災地域**は、**復興・創生期間後５年間**において、国と被災地方公共団体が協力して残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、**復興事業が役割を全うすることを目指す**。

※ 心のケア等の被災者支援及び子どもに対する支援について、復興・創生期間後５年以内に終了しないものについては、事業の進捗に応じた支援のあり方を検討し、適切に対応

○ **原子力災害被災地域**は、**中長期的な対応が必要**であり、引き続き**国が前面に立って取り組む。当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組を行う**。なお、**５年目に事業全体のあり方を見直し**。

財源等

○ 当面５年間の事業規模を整理し、所要の財源を手当てすることで、必要な復旧・復興事業を確実に実施
○ **事業規模**：（これまでの10年間）31兆円台前半 ＋ **（今後５年間）１兆円台半ば ＝ 32兆円台後半**
○ **財源**　　：（これまでの10年間）32兆円程度　＋ 税収増の実績等　　＝ **32兆円台後半**
　⇒　**事業規模と財源は概ね見合う**ものと見込まれる（令和２年夏頃を目途に「復興財源フレーム」を示す）
○ **東日本大震災復興特別会計**、震災復興特別交付税制度は**継続**

法制度

○ 復興特区法：**規制・金融・税制の特例**について、**対象地域を重点化**。復興交付金の廃止
○ 福島特措法：**移住の促進**や交流・関係人口の拡大。農地の**利用集積や六次産業化施設の整備促進**
　福島イノベーション・コースト構想や風評被害等の課題に対応した**税制措置等の検討**

組織（復興庁設置法）

○ 復興庁の設置期間を**10年間延長**（５年目に組織のあり方を見直し）
○ **内閣直属、内閣総理大臣を主任の大臣**とし**復興大臣を設置**、予算の一括要求等**総合調整機能を維持**
○ これまで蓄積した**ノウハウを関係行政機関等と共有し活用する機能**を追加
○ 岩手復興局・宮城復興局の位置を**沿岸域に変更**、福島復興局は引き続き**福島市に設置**

⇒　令和２年３月３日、通常国会に所要の法案を提出

令和3年度以降5年間の復興期間の名称について

	当該期間の特徴、主な取り組み	名称
平成23年度～ 平成27年度	一刻も早い復旧・復興を目指すため、復興需要が高まる当初の5年間を集中復興期間と位置づけ ○仮設住宅 ○インフラ復旧、災害廃棄物の処理 ○面的除染、帰還促進、中間貯蔵施設の整備開始	集中復興期間
平成28年度～ 令和2年度	被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく観点から復興・創生期間と位置づけ ○地震・津波被災地域 被災者支援、住まいの再建・復興まちづくり ○原子力災害被災地域 避難指示の解除、特定復興再生拠点の整備など本格的な復興・再生へ	復興・創生期間
令和3年度～ 令和7年度	○地震・津波被災地域 心のケア等の被災者支援などの残された課題、復興事業がその役割を全う 地方創生の施策等を活用し、持続可能で活力ある地域社会を創り上げる ○原子力災害被災地域 避難指示の解除等を踏まえた本格的な復興・再生 移住促進や、国際教育研究拠点の構築等の新たな施策への取組	

残された復興の課題に取り組みつつ、地域ごとの発展を目指す観点から、次期5年間の名称について検討

復興庁の体制

復　興　庁　※職員約510名

- 本庁（東京）※職員約240名
- 岩手復興局（盛岡市）※職員約50名
  - 宮古支所
  - 釜石支所
- 宮城復興局（仙台市）※職員約110名
  - 石巻支所
  - 気仙沼支所
- 福島復興局（福島市）※職員約110名
  - 富岡支所
  - 浪江支所
  - 帰還環境整備センター
- **復興推進会議**（閣僚級会合）
- **復興推進委員会**（有識者会合）

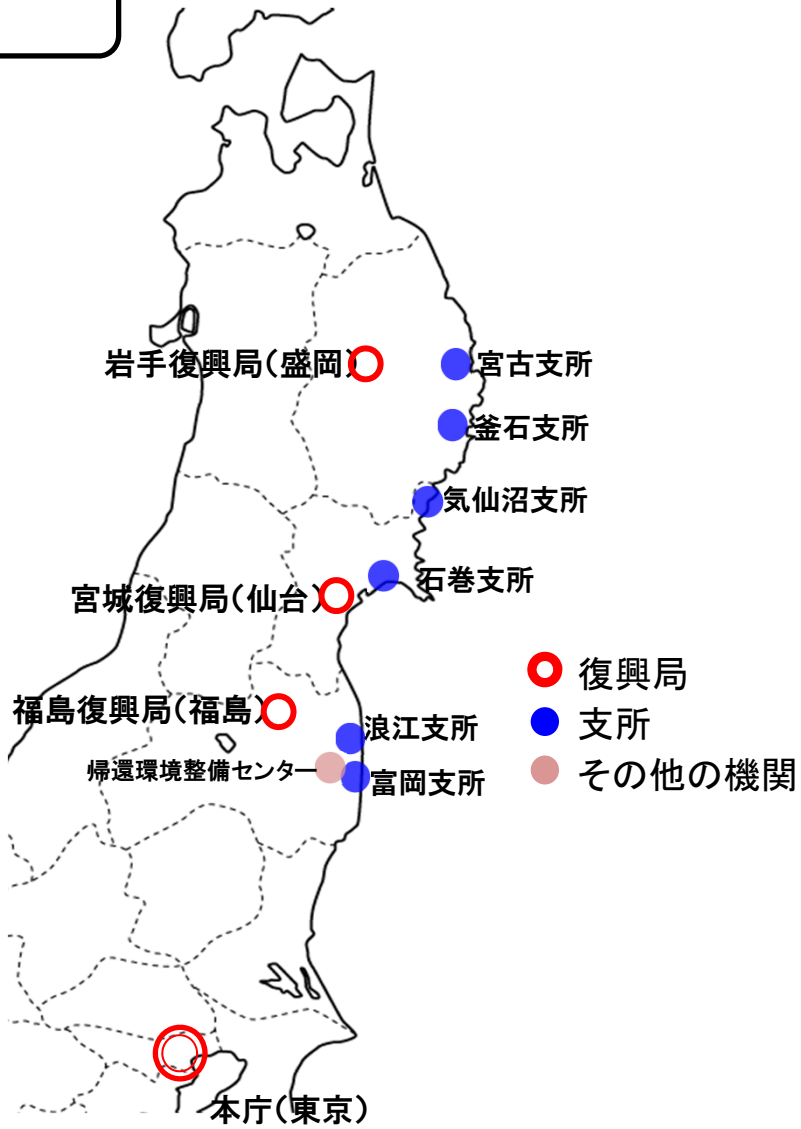

※　職員数には非常勤職員等を含む。

復興特区税制の対象となる市町村（令和元年12月末現在）

青森

宮城

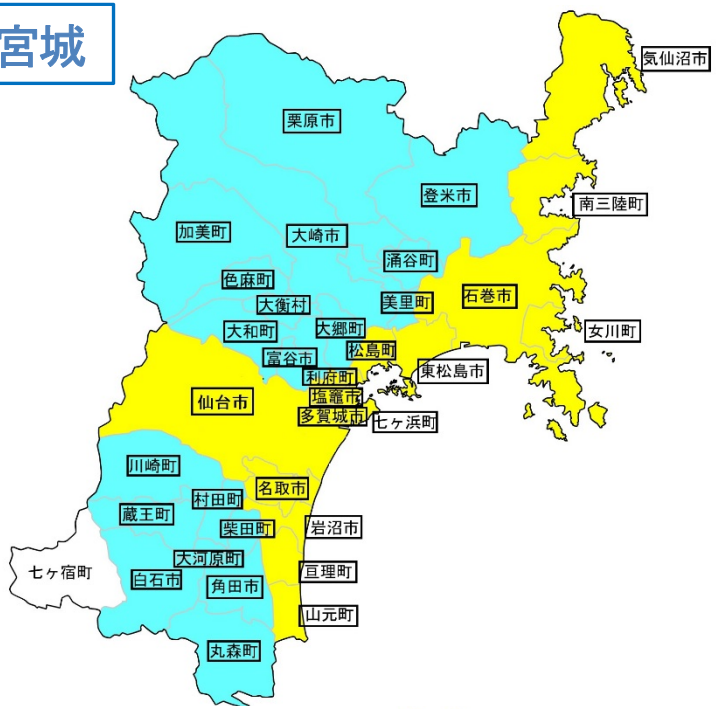

茨城

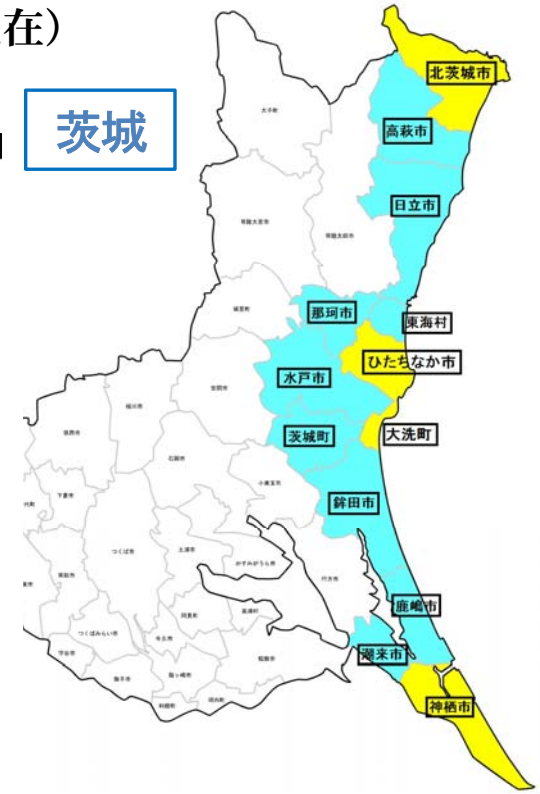

岩手

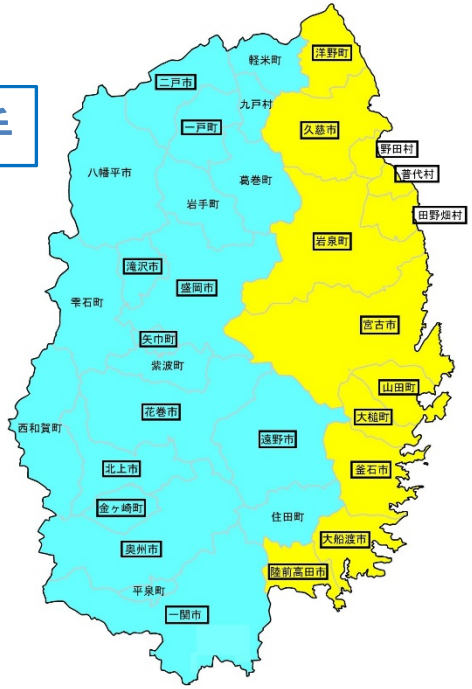

福島

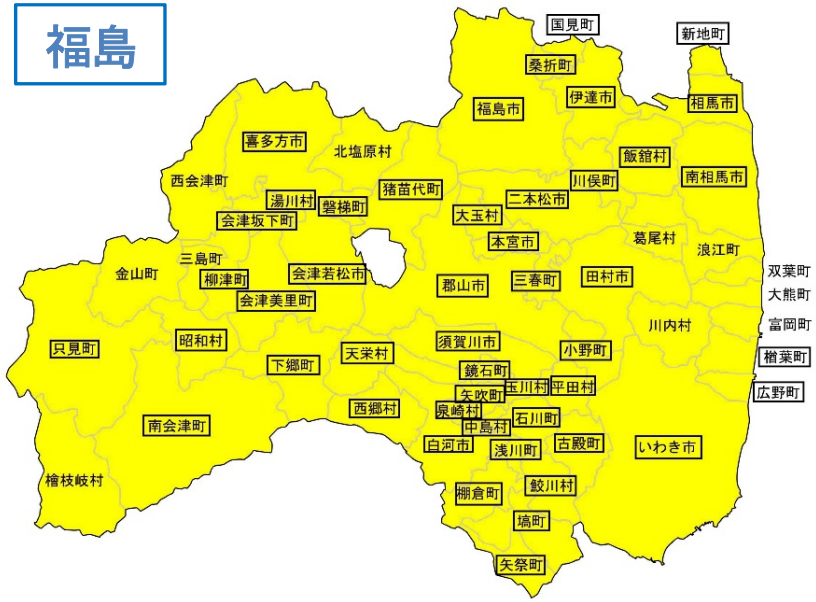

■ 雇用等被害地域を含む市町村
（福島県内全市町村を含む）

■ 取引関係がある又は通勤圏であることにより、復興産業集積区域を設定している市町村

□ 指定事業者等が存在する市町村

	復興産業集積区域が存する市町村数	うち雇用等被害地域を含む市町村数	指定事業者が存する市町村数
青森県	4	4	3
岩手県	33	12	23
宮城県	34	15	34
福島県	59	59	48
茨城県	13	4	13
（参考）合計	143	94	121

福島特措法の改正（営農再開の加速化関係）について

（農林水産省資料）

法改正の内容

福島復興再生計画に基づき、（１）～（３）の事業を行うことができることを規定。

（１）農用地利用集積等促進事業（農地の利用集積の促進）

住民の帰還意向が乏しく、農業の再開が困難と認められる地域において、**県**が**農用地利用集積等促進計画**を**作成・公示**し、所有者の同意を得た上で、**農地バンク**を**活用**して、**所有者不明農地も含めて**地域において**一体的**に**権利設定**できる仕組みを導入

（２）六次産業化施設の整備の促進

（１）の計画に係る農地に**六次産業化施設**を**整備**する場合、

① 許可を受けることなく、第１種農地及び甲種農地の転用を可能とする**農地法**の**特例**

② **農用地区域**からの**除外**を可能とする**農振法**の**特例**

を措置　（※地域再生法における地域農林水産業振興施設の整備の場合と同等の措置）

（３）農用地効率的利用促進事業

（農業委員会の事務の市町村への移管）

市町村と**農業委員会**が**合意**した上で、農業委員会の**事務**を市町村に**移管**できるよう措置